

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

米国会計基準

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益 (百万円)	4,765,872	4,788,093	4,711,827	4,447,980	4,284,404
税引前利益 (百万円)	952,303	772,943	800,688	780,473	836,157
当社に帰属する当期純利益 (百万円)	610,481	457,278	491,202	471,873	494,781
株主資本 (百万円)	4,052,017	4,161,303	4,276,496	4,341,585	4,635,877
総資産額 (百万円)	6,365,257	6,116,215	6,210,834	6,488,220	6,756,775
1株当たり株主資本 (円)	91,109.33	95,456.65	100,321.46	103,965.64	111,423.97
基本的 1株当たり当社に帰属 する当期純利益 (円)	13,491.28	10,396.21	11,391.36	11,171.58	11,863.62
希薄化後 1株当たり当社に帰属 する当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
株主資本比率 (%)	63.7	68.0	68.9	66.9	68.6
株主資本当社に帰属す る当期純利益率 (%)	15.3	11.1	11.6	11.0	11.0
株価収益率 (倍)	12.9	21.0	13.3	12.0	12.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,610,941	980,598	1,560,140	1,173,677	1,182,818
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△951,077	△947,651	△758,849	△1,030,983	△1,163,926
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△590,621	△531,481	△497,475	△182,441	△260,945
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	840,724	343,062	646,905	599,548	357,715
従業員数 (ほか、平均臨時 従業員数) (名)	21,646 (4,575)	21,591 (5,999)	22,100 (6,229)	21,831 (6,459)	22,297 (6,969)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第19期より、平成19年12月に公表された連結財務諸表における非支配持分に係る会計基準を適用したことに伴い、当社に帰属する当期純利益、株主資本、1株当たり株主資本、基本的1株当たり当社に帰属する当期純利益、希薄化後1株当たり当社に帰属する当期純利益、株主資本比率及び株主資本当社に帰属する当期純利益率に名称を変更しております。

3 1株当たり株主資本、基本的1株当たり当社に帰属する当期純利益は、発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

4 希薄化後1株当たり当社に帰属する当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 従業員数は、連結会社外への出向者を含まず、連結会社外からの出向者は含んでおります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益 (百万円)	2,554,026	2,598,724	2,517,841	4,002,705	4,398,904
経常利益 (百万円)	525,742	654,167	576,706	639,237	836,307
当期純利益 (百万円)	412,566	520,592	410,448	1,992,612	506,314
資本金 (百万円)	949,679	949,679	949,679	949,679	949,679
発行済株式総数 (株)	46,810,000	45,880,000	44,870,000	43,950,000	43,790,000
純資産額 (百万円)	2,323,036	2,508,167	2,525,369	4,171,765	4,463,190
総資産額 (百万円)	4,515,663	4,076,072	4,262,998	6,237,957	6,480,678
1株当たり純資産額 (円)	52,230.97	57,535.16	59,242.14	99,899.07	107,273.43
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	4,000 (2,000)	4,000 (2,000)	4,800 (2,400)	4,800 (2,400)	5,200 (2,600)
1株当たり当期純利益 (円)	9,115.17	11,835.65	9,518.62	47,175.02	12,140.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.4	61.5	59.2	66.9	68.9
自己資本利益率 (%)	17.7	21.6	16.3	59.5	11.7
株価収益率 (倍)	19.1	18.4	15.9	2.8	11.7
配当性向 (%)	43.9	33.8	50.4	10.2	42.8
従業員数 (名)	6,013	5,947	5,843	11,463	11,053

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたっては、第16期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新株予約権付社債等潜在株式の発行がないため記載しておりません。

4 従業員数は、提出会社外への出向者を含まず、提出会社外からの出向者は含んでおります。

5 第18期における資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額を除いた各経営指標の増減については、主として平成20年7月1日付けで当社が地域ドコモ8社と合併したことによるものであります。なお、地域ドコモ8社の詳細につきましては、「第1 企業の概況 2 沿革」をご参照ください。

2 【沿革】

当社は、平成2年3月の「政府措置」における日本電信電話株式会社の「移動体通信業務の分離」についての方針を踏まえ、平成3年8月エヌ・ティ・ティ・移動通信企画株式会社として設立いたしました。当社設立に至る経緯及びその後の当社グループの主な変遷は、次のとおりであります。

(当社設立前)

年月	設立に至る経緯
昭和43年7月	日本電信電話公社により無線呼出(ポケットベル)サービス開始
昭和54年12月	日本電信電話公社により自動車電話サービス開始
昭和60年4月	日本電信電話公社の民営化(日本電信電話㈱の設立)
昭和60年11月	日本電信電話㈱高度通信サービス事業本部の中に移動体通信事業部の設置
昭和63年10月	エヌ・ティ・ティ中央移動通信㈱設立及び各地域移動通信㈱設立
平成3年7月	日本電信電話㈱移動体通信事業本部の設置

(当社設立後)

年月	沿革
平成3年8月	日本電信電話㈱の出資によりエヌ・ティ・ティ・移動通信企画㈱設立
11月	各地域移動通信企画㈱(各地域とは、北海道、東北、東海、北陸、関西、中国、四国、九州である。)を設立(以下「地域企画会社8社」という。)
平成4年4月	エヌ・ティ・ティ移動通信網㈱へ商号変更
7月	日本電信電話㈱より移動通信事業(携帯・自動車電話、無線呼出、船舶電話、航空機公衆電話)の営業譲受
平成5年3月	携帯・自動車電話デジタル800MHz方式サービス開始
4月	地域企画会社8社が各地域移動通信網㈱へ商号変更(以下「地域ドコモ8社」という。)
7月	地域ドコモ8社へ各地域における移動通信事業(携帯・自動車電話、無線呼出)の営業譲渡
10月	エヌ・ティ・ティ中央移動通信㈱と合併、同時に地域ドコモ8社が各地域移動通信㈱と合併
平成6年4月	携帯・自動車電話「端末お買上げ制度」の導入 携帯・自動車電話デジタル1.5GHz方式サービス(以下「シティフォン」という。)開始
平成7年3月	ポケットベル「端末お買上げ制度」の導入
平成8年3月	ポケットベル・ネクストサービス(FLEX-TD方式)の開始 衛星携帯・自動車電話サービス、衛星船舶電話サービスの開始
平成9年3月	パケット通信サービスの開始
平成10年10月	東京証券取引所市場第一部上場
12月	エヌ・ティ・ティ中央パーソナル通信網㈱よりPHS事業の営業譲受、同時に地域ドコモ8社が各地域パーソナル通信網㈱よりPHS事業の営業譲受
平成11年2月	「iモード」サービスの開始
3月	携帯・自動車電話及び船舶電話アナログ方式サービスの終了
平成12年4月	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモへ商号変更、地域ドコモ8社も同様に商号変更
平成13年5月	「FOMA」試験サービスの開始
10月	「FOMA」本格サービスの開始
平成14年3月	ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所上場
11月	株式交換により地域ドコモ8社を完全子会社化
平成16年3月	航空機電話サービス及び衛星航空機電話サービスの終了
平成17年12月	ケータイクレジット「iD」の提供開始
平成18年4月	クレジットサービス「DCMX」の提供開始
平成19年3月	無線呼出(「クイックキャスト」(旧ポケットベル))サービスの終了
平成20年1月	PHSサービスの終了
6月	「シティフォン」サービスの終了

年月	沿革
平成20年7月	コーポレートブランドロゴの変更 地域ドコモ8社と合併

3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社は、日本電信電話株式会社(N T T)を親会社とするN T Tグループに属して、主に移動通信事業を営んでおります。

同時に、当社、子会社125社及び関連会社25社は、N T Tドコモグループ(当社グループ)を形成し、事業を展開しております。

当社グループにおける事業の種類別セグメントの内容及び各社の位置付けは、次のとおりであります。

[事業の種類別セグメントの内容]

事業の種類	主要な営業種目
携帯電話事業	携帯電話(F O M A)サービス、携帯電話(m o v a)サービス、パケット通信サービス、国際電話サービス、衛星電話サービス、各サービスの端末機器販売 等
その他事業	クレジットビジネス、無線L A Nサービス、通信販売 等

(注) 「m o v a」サービスについては平成24年3月31日をもってサービスを終了することを決定しております。

[当社グループ各社の位置付け]

- ①当社は、全国において携帯電話事業及びその他事業を行っております。
- ②業務委託型子会社26社は、作業の効率性・専門性等の観点から別会社として独立し、当社の業務の一部を担あるいはサポートを行っております。
- ③その他の子会社99社、関連会社25社は、海外の移動通信市場や技術の研究・調査に従事する法人、海外事業及び新規事業の展開を目的とした会社などにより構成されております。

以上を系統図で示すと、次のとおりであります。



平成22年3月31日現在

(2) 事業に係る法的規制

当社は、電気通信事業法に基づき、総務大臣の登録を受けた電気通信事業者であります。また、その事業を行うにあたり、電気通信事業法に基づく土地の使用権等に関する認定及び電波法に基づく免許等を受けております。

なお、当社は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者として、電気通信事業法に規定される禁止行為等の規定の適用を受けるとともに、接続約款の届出・公表義務が課せられております。

事業に係る法的規制の概要は次のとおりであります。

(a) 電気通信事業法

- ①電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても同様とする。(第8条第1項)

電気通信事業者は、第8条第1項に規定する通信(以下「重要通信」という。)の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。(第8条第3項)

- ②電気通信事業を営もうとする者で、その者の設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超える場合は、総務大臣の登録を受けなければならない。(第9条)

- ③総務大臣は、登録を受けた者が次の事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。(第14条)

- ・登録を受けた者が電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- ・不正の手段により登録又は変更登録を受けたとき。
- ・特定の登録拒否事由のいずれかに該当するに至ったとき。

- ④電気通信事業者について合併等があったときは、合併後存続する法人等は、電気通信事業者の地位を承継する。(第17条第1項)

認定電気通信事業者たる法人が合併等をしたときは、合併後存続する法人等は、総務大臣の認可を受けて認定電気通信事業者の地位を承継することができる。(第123条第3項)

- ⑤電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。また、電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定める一定の場合を除き、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。(第18条第1項、第3項)

- ⑥電気通信事業者等は、電気通信役務の提供を受けようとする者(電気通信事業者である者を除く。)と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。(第26条)

⑦電気通信事業者は、総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信事業者の業務の方法又は電気通信事業者が提供する上記電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。(第27条)

⑧総務大臣は、電気通信事業法に規定する一定の事由に該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。(第29条)

⑨総務大臣が電気通信事業法第30条第1項の規定により指定する第二種指定電気通信設備(総務大臣が電気通信事業法第34条第1項の規定により、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定する電気通信設備)を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。(第30条第3項)

- ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- ・その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- ・他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

総務大臣は、上記に違反する行為があると認めるときは、総務大臣が指定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。(第30条第4項)

⑩総務大臣が指定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。(第30条第5項)

⑪電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。(第32条)

- ・電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- ・当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- ・上記二つの場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

⑫第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(第34条第2項)

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、届け出た接続約款を公表しなければならない。(第34条第5項)

- ⑬総務大臣は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款が次の事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、接続約款を変更すべきことを命ずることができる。(第34条第3項)
- ・第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。
 - ・他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。
 - ・電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。
 - ・第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。
 - ・他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。
 - ・特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。
- ⑭第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。(第34条第4項)
- ⑮総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、上記⑬に掲げる事由に該当すると認める場合その他一定の場合を除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。(第35条第1項)
- ⑯総務大臣は、上記⑮に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、一定の場合を除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。(第35条第2項)
- ⑰電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、一定の場合を除き、総務大臣の裁定を申請することができる。(第35条第3項)
- ⑱上記⑰に規定する場合のほか、上記⑮又は上記⑯の規定による総務大臣の協議の開始又は再開の命令があった場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。(第35条第4項)

⑱支援機関は、年度ごとに、支援業務に要する費用の全部又は一部に充てるため、接続電気通信事業者等から負担金を徴収することができる。接続電気通信事業者等は、支援機関に対し、負担金を納付する義務を負う。(第110条第1項、第4項)

※支援機関

総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的として設立された公益法人であって、支援業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一律を限って、支援機関として指定することができる。(第106条)

※基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。(第7条)

※適格電気通信事業者

総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であって、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができる。(第108条第1項)

※接続電気通信事業者等

適格電気通信事業者と相互接続し、もしくは適格電気通信事業者と相互接続をしている電気通信事業者と相互接続をし、又は適格電気通信事業者又は適格電気通信事業者と相互接続をしている電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者で、その事業の規模が政令で定める基準を超えるものをいう。(第110条第1項)

なお、当社は適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社（NTT東日本）及び西日本電信電話株式会社（NTT西日本）と相互接続する接続電気通信事業者であります。

(b) 電波法

①無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。(第4条)

免許の欠格事由として一定の外資規制がありますが、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局には適用がありません。

②無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。(第6条)

- ・目的
- ・開設を必要とする理由
- ・通信の相手方及び通信事項
- ・無線設備の設置場所
- ・電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- ・希望する運用許容時間
- ・無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日
- ・運用開始の予定期日

また、同条第7項では以下の規定が設けられております。

次に掲げる無線局であって総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

- ・電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局
- ・電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
- ・電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
- ・放送をする無線局

この規定により、移動通信事業に供する無線局の免許が、無秩序に申請されることがないようにされております。

③総務大臣は、申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の事項に適合しているかどうかを審査しなければならない。(第7条)

- ・工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。
- ・周波数の割当てが可能であること。
- ・その他、総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

一般的には、総務省は新規事業者又は新システムへの周波数割当てなどの重要事項に関する審議を電波監理審議会に諮問し、同審議会からの答申を得た後に免許を交付しております。

④免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。(第17条)

⑤総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(周波数割当計画)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。(第26条)

周波数については、総務省令である無線設備規則において、携帯電話(FOMA)、携帯電話(mov a)及び衛星電話が利用できる周波数帯がそれぞれ割り当てられております。

4 【関係会社の状況】

平成22年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 日本電信電話株式会社	東京都 千代田区	937,950	基盤的研究開発 グループ経営運営	66.43	当社は同社と基盤的研究開発及びグループ経営運営の役務に係る取り引きがある
(連結子会社) ドコモ・サービス 株式会社	東京都 豊島区	100	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモエンジニアリング 株式会社	東京都 港区	100	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモ・モバイル 株式会社	東京都 港区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と故障修理業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモ・サポート 株式会社	東京都 港区	20	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と電話受付業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモ・システムズ 株式会社	東京都 港区	652	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社とシステム開発等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 4名
ドコモ・テクノロジ 株式会社	東京都 港区	100	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と研究開発業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 2名
ドコモ・ビジネスネット 株式会社	東京都 港区	100	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と販売支援業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 2名
ドコモサービス 北海道株式会社	北海道札幌市 豊平区	20	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 1名
ドコモサービス 東北株式会社	宮城県仙台市 宮城野区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモサービス 東海株式会社	愛知県名古屋 市東区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 1名
ドコモサービス 北陸株式会社	石川県金沢市	20	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 1名
ドコモ・サービス 関西株式会社	大阪府大阪市 城東区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 1名
ドコモサービス 中国株式会社	広島県広島市 中区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモサービス 四国株式会社	香川県高松市	20	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 2名
ドコモサービス 九州株式会社	福岡県福岡市 博多区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と料金回収業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 1名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
ドコモエンジニアリング 北海道株式会社	北海道札幌市 中央区	20	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモエンジニアリング 東北株式会社	宮城県仙台市 青葉区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモエンジニアリング 東海株式会社	愛知県名古屋 市東区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 1名
ドコモエンジニアリング 北陸株式会社	石川県金沢市	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 1名
ドコモ・ エンジニアリング 関西株式会社	大阪府大阪市 城東区	50	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモエンジニアリング 中国株式会社	広島県広島市 西区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
ドコモエンジニアリング 四国株式会社	香川県高松市	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 2名
ドコモエンジニアリング 九州株式会社	福岡県福岡市 中央区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と建設、保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 2名
ドコモモバイル 東海株式会社	愛知県名古屋 市東区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と故障修理業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 1名
ドコモ・ モバイルメディア 関西株式会社	大阪府大阪市 北区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と故障修理業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 2名
ドコモアイ 九州株式会社	福岡県福岡市 東区	30	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社とシステム開発・保守業務等の委託等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
株式会社オークローン マーケティング	愛知県名古屋 市東区	1,467	その他事業	51.00	同社はTV通販事業を主な事業としている 役員の兼任等 5名
株式会社ディーター コミュニケーションズ	東京都 港区	980	携帯電話事業 その他事業	51.00	同社は「iモード」のコンテンツサイトを媒体とした広告の製作運営を主な事業としている 役員の兼任等 6名
株式会社 ドコモ・ドットコム	東京都 千代田区	2,500	携帯電話事業 その他事業	100	同社はモバイル向けコンテンツプロバイダへのコンサルティングを主な事業としている 役員の兼任等 5名
日本データコム 株式会社	東京都 新宿区	70	携帯電話事業 その他事業	66.24 (38.90)	同社は情報システム事業を主な事業としている 役員の兼任等 1名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
DOCOMO Communications Laboratories Europe GmbH	ドイツ・ ミュンヘン	7,500 (千ユーロ)	携帯電話事業 その他事業	100 (100)	当社は同社と研究開発業務等の委託 等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
DOCOMO Communications Laboratories USA, Inc.	アメリカ・ パロアルト	7,000 (千米ドル)	携帯電話事業 その他事業	100 (100)	当社は同社と研究開発業務等の委託 等の取り引きがある 役員の兼任等 3名
DOCOMO interTouch Pte. Ltd.	シンガポール	215,366 (千米ドル)	携帯電話事業 その他事業	100	同社はホテル向け高速インターネット 接続サービス及びビデオ配信サー ビスを営む企業集団である 役員の兼任等 3名
DOCOMO PACIFIC, INC.	アメリカ・ グアム	24,534 (千米ドル)	携帯電話事業 その他事業	100 (100)	同社はグアム・北マリアナ諸島連邦 における移動通信事業者である 役員の兼任等 2名
net mobile AG	ドイツ・ デュッセルド ルフ	8,466 (千ユーロ)	携帯電話事業 その他事業	81.45 (81.45)	同社はモバイルコンテンツの配信・ 課金等に関するプラットフォームを 運営する事業者である 役員の兼任等 2名
NTT DOCOMO USA, Inc.	アメリカ・ ニューヨーク	15,500 (千米ドル)	携帯電話事業 その他事業	100	当社は同社と市場調査業務等の委託 等の取り引きがある 役員の兼任等 2名
その他 89社	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) エイベックス通信放送 株式会社	東京都 港区	3,500	モバイル映像配信事業	30.00	役員の兼任等 3名
エヌ・ティ・ティ レゾナント株式会社	東京都 港区	25,000	コミュニケーション事業、 ポータル事業	33.33	役員の兼任等 3名
株式会社 ゼンリンデータコム	東京都 千代田区	1,783	地図データベースサービ ス業	20.60	役員の兼任等 2名
タワーレコード 株式会社	東京都 品川区	6,545	音楽ソフト、映像ソフト並 びに音楽関連の物品等の販 売	42.10	役員の兼任等 4名
日本通信ネットワーク 株式会社	東京都 千代田区	495	ネットワークサービス事業	37.43	役員の兼任等 2名
フェリカネットワークス 株式会社	東京都 品川区	6,285	モバイルFeliCa ICチップ の開発・ライセンス事業	38.00	役員の兼任等 4名
三井住友カード 株式会社	大阪府大阪市 中央区	34,000	クレジットカード業	34.00	役員の兼任等 4名
Axiata (Bangladesh) Limited	バングラデシ ュ・ダッカ	9,910 (百万タカ)	バングラデシュにおける 移動通信事業	30.00	役員の兼任等 2名
Hutchison Telephone Company Limited	香港	1,258 (千香港ドル)	香港における 移動通信事業	24.10 (24.10)	役員の兼任等 2名
Philippine Long Distance Telephone Company	フィリピン・ マニラ	5,036 (百万ペソ)	フィリピンにおける 固定電話事業	14.33 [6.76]	役員の兼任等 2名
Tata Teleservices Limited	インド・ ムンバイ	41,443 (百万ルピー)	インドにおける 移動通信事業	26.47	役員の兼任等 3名
その他 14社	—	—	—	—	—

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、連結子会社は事業の種類別セグメントの名称を、親会社及び持分法適用関連会社は主要な事業の内容を記載しております。
- 2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で記載し、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で記載しております。
- 3 上記のうち有価証券報告書を提出している会社は、日本電信電話株式会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
携帯電話事業	21,183 [6,940]
その他事業	
全社(共通)	1,114 [29]
合計	22,297 [6,969]

- (注) 1 従業員数は、連結会社外からの出向者(218名)を含み、連結会社外への出向者(102名)は含んでおりません。臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 当社及び連結子会社においては、各組織が全事業を一体的に取り扱っていることから、「事業」を一区分で表示しております。
- 3 全社(共通)には、総務・財務部門等の共通スタッフの従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
11,053	38.3	16.1	8,030

- (注) 1 従業員数は、提出会社外からの出向者(370名)を含み、提出会社外への出向者(3,613名)は含んでおりません。
- 2 平均勤続年数の算定に当たり、日本電信電話株式会社からの転籍者及び同社のグループ会社からの転籍者、エヌ・ティ・ティ中央パーソナル通信網株式会社、ならびに地域ドコモ8社から引き継いだ従業員につきましては、各社における勤続年数を加算しております。なお、算定にあたっては、提出会社外からの出向者(370名)は含んでおりません。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社においては、組合員となりうる従業員の殆どがNTT労働組合の組合員であり、労使関係は安定しております。